

議案第 6 8 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により議決を求める。

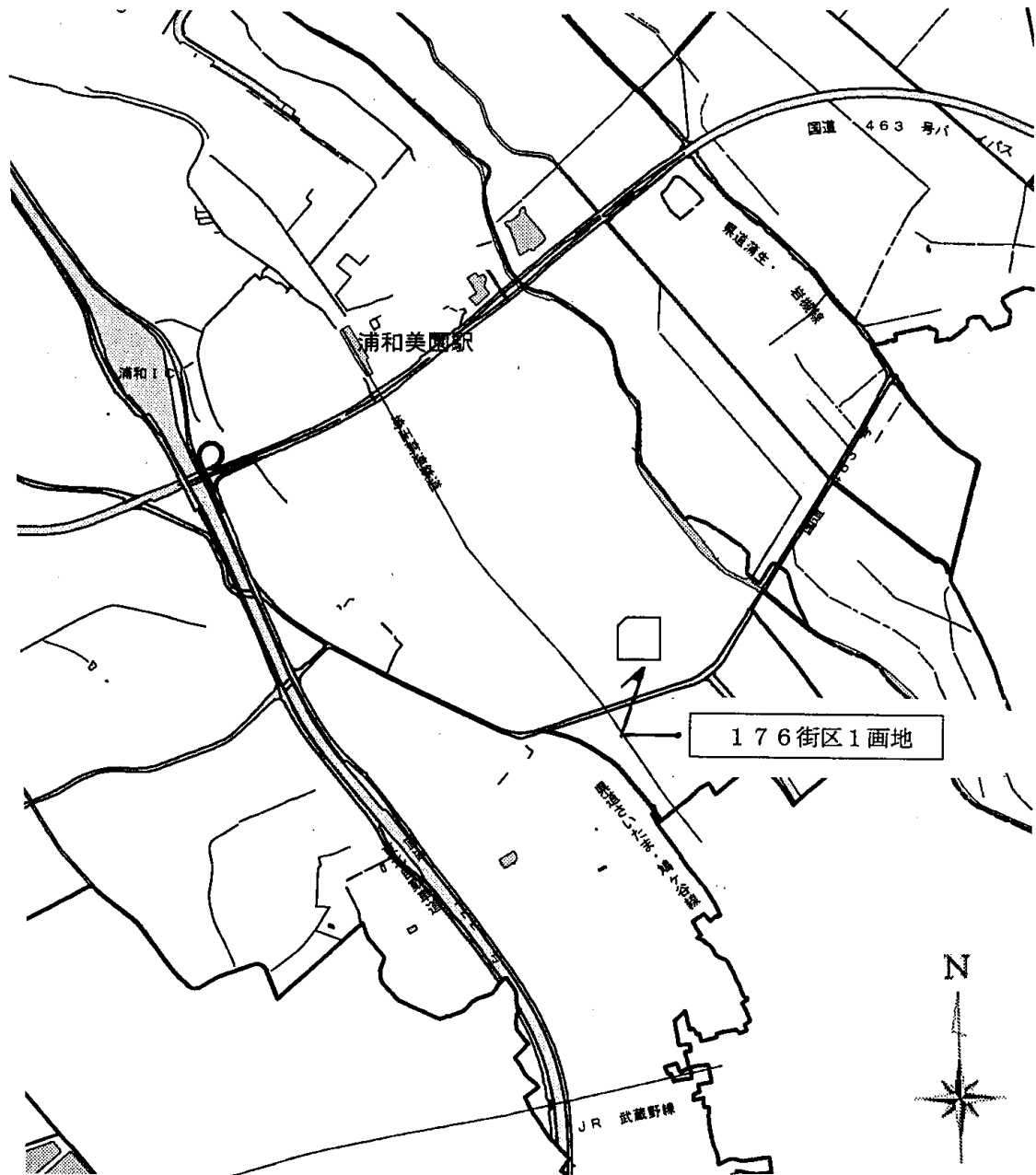
平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 物件の表示 さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業地内 1 7
6 街区 1 画地
2 6 , 2 9 9 . 3 平方メートル
- 2 取 得 先 さいたま市土地開発公社
- 3 取 得 価 格 2 , 9 9 0 , 1 1 5 , 4 5 1 円
- 4 取 得 理 由 さいたま市土地開発公社の金利負担の軽減を図るとともに、今後の利活用の促進を図るため。

案内図



見取図

